

令和7年度 境港市児童クラブ入会案内

1. 入会対象となる児童

令和7年4月に境港市立小学校に在学予定の児童で、保護者の就労・疾病等により、放課後に帰宅しても適正な養育を受けられない状況にある児童。

※保護者が育児休業中である場合や、養育が可能な同居家族(祖父母等)がいる場合は、原則として入会対象になりません。

2. 入会申請

受付期間:令和7年1月10日(金)～1月31日(金) ※日曜日を除く。

受付時間:【平 日】午後2時～午後5時30分

【土曜日】午前8時30分～午後5時30分※

提出先:以下の書類①・②を児童クラブへ直接提出してください。

※土曜日は、利用者がいない場合はクラブを開設しません。また、児童の退所時間によって午後5時30分より早く閉所することがあります。土曜日に申請書を提出する場合は、事前に児童クラブへお電話ください。

【申請に必要な書類】 児童クラブまたは境港市教育総務課で配布します。(1/9以降)
境港市のホームページでダウンロードすることもできます。

①入会許可申請書(裏面:健康状態調査票)・・・児童1名につき1部必要です。

②入会要件を確認できる書類・・・必要な方:児童の父母・祖父母(同居・65歳未満)

	必要な書類	左記の書類に添付するもの
会社員等	就労証明書	なし
自営業 農業・漁業	就労証明書	次の書類のうち、いずれか1つの写しを添付してください。 営業許可証、開業届出書、直近の確定申告書、業務請負(受託)契約書
就労以外	保育を必要とする事由申立書	疾病・・・医師の診断書 障がい・・・障害者手帳の写し 職業訓練・・・受講を確認できる書類の写しと受講課程の写し 出産・・・母子健康手帳の写し(父母の氏名と分娩予定日のわかるページ) 産前産後休暇・育児休業証明書(就労証明書で休職期間が確認できない場合) 介護・・・介護保険証、要介護認定通知等の写し
求職中	求職に関する申立書	ハローワークを利用している場合は、受付票の写し

※兄弟姉妹で申請する場合、②の書類は年少の児童の入会許可申請書に1部添付してください。

※祖父母で②の書類が必要となるのは、生年月日がS35.4.2以降で、児童と同居または同一敷地内に居住している場合です。

※保護者が求職中であることを理由として入会した場合、入会后90日目の属する月の末日までに「就労証明書」の提出が必要です。

※「求職に関する申立書」による入会申請は、1人の保護者につき1回のみとします。

入会許可申請書記載例(年間入会)

住所 境港市 〇〇町 〇〇番地
 申請者 さいのみなと たろう
 ふりがな
 氏名 境港 太郎
 電話 090 - 0000 - 0000

裏面の「健康状態等調査票」(保護者)も必ず記載してください。

次の児童を入会させたいので、境港市児童クラブ条例施行規則第2条の規定により、関係書類を添えて申請します。

ふりがな 児童氏名	さいのみなと あい 境港 愛子
クラブ名	〇〇 児童クラブ
学校・学年	〇〇 小学校 1 年生

令和7年度の学校名・学年

↓必ず記載

入会開始希望日は必ず記載してください。
 「入学式(始業式)の翌日から」「給食開始日から」
 など、月の途中から利用開始することもできます。

利用区分

利用希望区分の <input type="checkbox"/> にしてください。	<input checked="" type="checkbox"/> 年間入会	入会開始希望日 令和7年 4月 1日 から
		<input checked="" type="checkbox"/> 延長利用 (午後5時30分~午後6時30分)
		<input type="checkbox"/> 夏期休業日 (夏休み 末休業日 (3月春休み 年 月 日

延長利用を希望する場合は、✓を入れてください。
 入会後に延長登録/登録解除することもできます。

入会開始希望日時点の勤務先・学校名・学年

家庭状況

氏名	続柄	生年月日	勤務先・学校学年等	備
境港 太郎	父	SO.O.O	〇〇〇〇	
境港 花子	母	HO.O.O	〇〇〇〇	
境港 二郎	兄	HO.O.O	〇〇小学校 〇年	
境港 幸子	祖母	SO.O.O	〇〇〇〇	

同居家族全員をもれなく記載してください。
 児童の父母・祖父母(65歳未満)は、「就労証明書」など、
 入会要件を確認できる書類が必要です。

兄弟姉妹の申請の有無 有 無

緊急時連絡先
 氏名 境港 花子 090-0000-0000

緊急時連絡先は、複数記載されても構いません。
 固定電話の場合は 0859-00-0000(勤務先) など、
 どちらの電話番号かわかるように記載してください。

注意事項

- ・入会許可申請書に記載された内容に虚偽があった場合は、入会の対象外となります。
 入会決定後であっても、虚偽があることが判明した場合は、入会許可を取り消します。
- ・申請時から家庭状況及び勤務条件の変化があった場合(離職・出産等)は、必ずお知らせください。

3. 活動内容

みんなで楽しく過ごすための遊びと生活の場を提供し、生活習慣や安全等の基本的な指導を行います。児童クラブは学校や塾とは異なりますので、個別の学習指導や特別な技術を教えることはいたしません。

4. 開設日・時間

開設時間	平日…授業終了後から午後5時30分まで 土曜日および学校休業日…午前8時30分から午後5時30分まで
延長開設時間	上記の開設日の午後5時30分から午後6時30分まで ※延長利用は月単位での登録制です。1日単位での利用はできません。 ※入会後に延長利用の開始または中止をすることもできます。
休日	日曜日、祝日、8月13日～8月16日、12月29日～1月3日

5. 保護者負担金等

保護者負担金	児童1人につき 月額 3,500 円 (8月は 7,000 円) 2人目以降の児童1人につき 月額 2,000 円 (8月は 4,000 円)
延長利用料	延長時間を利用する場合は、保護者負担金に以下の金額を加算します。 児童1人につき月額 500 円、2人目以降の児童1人につき月額 300 円
その他	おやつ代(活動費含む):月額1,000円、傷害保険料:年額 500 円

※納付方法…口座振替による納付をお願いします。入会后「口座振替依頼書」をお渡しします。

口座振替日は、毎月末日です。(例:4月分は4/30) 末日が土日祝日の場合は次の平日です。

※次に該当する方は、保護者負担金の減免制度があります。入会後に申請してください。

なお、延長利用料・おやつ代・傷害保険料は減免の対象外です。

- ① 生活保護受給世帯 または それに準ずる世帯の方
- ② ①以外の方で、特別な理由があると認められるとき

6. 一時入会

長期休業中の一時入会の受付期間は次のとおりです。※日曜・祝日を除く。

入会審査および入会者の決定は長期休業ごとに行いますので、夏休み・冬休み・春休みのそれぞれで入会申請が必要です。

夏休み…6月2日(月)～6月11日(水)

冬休み…12月1日(月)～12月10日(水)

春休み…令和8年3月2日(月)～3月11日(水)

受付時間、受付場所、提出書類は年間入会の場合と同じです。この手引きの1ページ目をご確認ください。

※受付期間後、必要に応じて人数調整を行い、入会者を決定します。受付期間後の申請は、

ご利用をお断りする場合があります。必ず受付期間内に申請してください。

※在籍児童の状況により、他校区の児童クラブのご利用をお願いする場合があります。

児童クラブの連絡先

	クラブ名	住 所	電話番号	対 象
公立	渡児童クラブ	渡町1424 番地(旧こまどり幼稚園)	090-6832-0098	渡小
公立	外江児童クラブ	外江町 2105 番地(外江小学校内)	090-5376-8610	外江小
公立	境児童クラブ	湊町 27 番地(境小学校内)	090-9412-6543	境小
公立	上道児童クラブ	上道町 3026 番地(上道小学校内)	090-7509-3145	上道小
公立	余子児童クラブ	竹内町 3117 番地(余子小学校内)	080-5615-2905	余子小
公立	中浜児童クラブ	小篠津町 450 番地(しらぎく会館)	090-7374-4020	中浜小
民間	夕日ヶ丘学童クラブ	夕日ヶ丘1丁目 66 番地	0859-45-4433	渡・中浜小
民間	from kids	三軒屋町 4368 番地16	070-8975-2525	渡・外江・中浜小

※民間の児童クラブは、入会要件(手続き)や保護者負担金等、公立の児童クラブとは異なります。

詳しくは各クラブに直接お問い合わせ下さい。

○夕日ヶ丘学童クラブ・・・受付期間:令和6年12月16日(月)から令和7年1月17日(金)まで

○from kids・・・受付期間:令和6年12月2日(月)～令和6年12月13日(金)まで

児童クラブに関するよくあるお問い合わせ

入会審査・・・原則として、書類審査により入会を決定します。入会の許可・不許可の結果は2月下旬～3月上旬にお知らせします。入会要件に該当する児童は、原則として入会を許可する予定ですが、申込者多数の場合は、放課後における保育の必要性の高い児童を優先します。入会対象であっても、入会待機となる場合があることをご了承ください。また、申込受付期間後に申請された方については、入会待機となる場合や、希望する日から入会できない場合があります。なお、入会の優先順位は、おおむね次のとおりです。第1学年の児童、第2学年の児童、第3学年の児童の順(低学年を優先)に決定しますが、児童を監護することが可能な家族(祖父母等)の有無等、家庭の状況を総合的に判断します。

入会期間・・・年間入会の場合は、当該年度の3月31日までクラブを利用することができます。ただし、以下に該当する場合には、退会となります。

- ・入会后、家庭状況及び勤務条件の変化により入会対象に該当しなくなった場合
- ・入会後のクラブ利用日数が著しく少ない状況が続いた場合
- ・集団における指導に適応しないと認められる場合
- ・正当な理由なく保護者負担金を滞納した場合
- ・上記のほか、退会が特に必要であると認められる場合

送迎・・・原則として、保護者による送迎をお願いします。入会後に「1人登所申出書」を提出いただくことにより、土曜日・長期休業中に児童のみで登所することができます。ただし、児童のみで登所する場合でも、退所時は保護者のお迎えが必要です。児童のみで帰宅することはできません。

休会・・・特別な理由があると認められる場合は、一時的にクラブを休会することができます。

- ・学校休業期間(春休み、夏休み、冬休み)※全期間休会する場合があります。
- ・上記のほか、休会が特に必要であると認められる場合

利用停止・・・インフルエンザ等の感染症(学校保健安全法施行規則第18条に規定)にかかった場合、または学級閉鎖になった場合は児童クラブを利用できません。

問合せ先:境港市教育委員会 教育総務課 学事係 (電話:0859-47-1085)